

議 事 録

平成27年第1回定例会

[初 日]

平成27年3月5日（木）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 町民憲章の朗読をお願いいたします。ご起立をお願いいたします。 それでは、私のほうで最初一つと申し上げますので、その後続いてですね、本文のみ朗読をお願いいたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 どうもありがとうございました。
議 長	本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成27年第1回筑前町議会定例会を開会します。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番 深野良二議員及び2番 田口讓司議員を、指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日3月5日から20日までの16日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から3月20日までの16日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成27年第1回の定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 さて、梅の花もほころび日々春めいてまいりました。緑なす麦畑の田園と川辺の菜の花の黄色い帯が鮮やかに彩る筑前町の春の訪れであります。この素晴らしい自然と人の営みにあらためて先人に感謝するところです。 ここに平成27年筑前町第1回定例会開会にあたり、関係諸議案の提案説明に先立ちまして、町長としての施政方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。 今、日本の地方自治体をめぐる大きな環境の変化は、人口問題への認識であります。少子高齢化の進行により、日本全体で人口減少社会が実感を帯びてまいりました。 特に今年は国勢調査も行われ、人口の動向が注目される年になりそうです。筑前町は近年、上下水道の整備、教育・子育て支援の充実、民間事業所の進出等により人口は増加傾向ですが、将来減少することが推計されます。

	どうしたら出生率が向上するのか。若者の東京等への流れを抑制できるのか。このことを真剣に考え、政策を講じなければ地方の自治体の存続は厳しいと予測されています。 昨年末から国において地方創生関連法案が制定され、国も本腰を入れて人口、雇用問題に取り組む姿勢です。遅きに失した感もありますが、方向としては歓迎するところです。 私も人口の動向は、町の活力のバロメーターであると考えています。定住人口を維持増加させるには、産業を振興させ、雇用の場を創出しなければなりません。さらに教育、環境、福祉の充実も定住の必須要件です。 持論ではありますが、なかでも教育と雇用こそ町づくりの基盤だと確信しています。幸い本町には農業があり、農商工連携の食の町づくりが推進できます。また、福岡都市圏への通勤圏内でもあります。地場産業振興と企業誘致、都市圏への通勤による所得拡大が本町の定住増と雇用の場の創出の資源であります。 コンパスの芯を役場本庁舎に置き円を描くと、ちょうど約7kmのところが、東は甘木駅、西は朝倉街道駅、南はJR原田駅、さらに筑後小郡インターとなります。また7km圏内に西鉄電車の筑紫駅、津古駅があります。このように他の自治体ではありませんが、10km圏内に主要な交通機関があることは、町の経済圏と生活圏を示すものであり可能性でもあります。さらに県道77号線（山麓線）整備により、観光客700万人の太宰府市と10kmでつながります。 私は、地域振興は内発的振興と外発的振興があると考えます。イノベーションによる内発的振興とは、一言で言えば村おこし、町おこしであります。地方創生の軸になり得ます。一例はみなみの里、大刀洗平和記念館です。加えて特産品開発と観光です。 内発的振興による地方創生は、地域の特性に根ざしたものであることが肝要です。町が取り組んでいる「食に感謝し平和を願う」をテーマとする町づくりは、町の個性であり後世へ繋ぐべき町の宝であります。 みなみの里は食の地産地消の拠点として年間約5億円の経済効果があり、地域に元気を与えています。さらに今年は全国直売所甲子園へ出場し、評価を求めます。平和記念館は全国から年間13万人に近い来館があり、今年は戦後70年としての役割が期待されます。今年はそれぞれの施設の拡充を図り、ふるさと地方創生施設として成長しなければなりません。 また、ふるさと納税は法改正により、納税額が2倍になる予定です。誰もが地方自治体を選択し、納税ができるという応援寄付金ですが、特産品等の紹介を通じて経済効果を求める自治体が増加しています。 今後、自治体間競争が活発化します。魅力ある産物や祭り、文化の町をつくることで納税を選択される時代への誘導だと考えます。知恵と実行力が必要であり、挑戦していきたいと思います。 さらに、今年は新たな活性化資源として山麓線の開通があります。30年以上の懸案であったこの路線は、筑紫野市、太宰府市、粕屋郡をはじめとする福岡都市圏をより身近にします。山麓線にふさわしい振興策を地域創生として取り組む必要があります。 また、筑前町は森林資源も豊富であります。今年の5月には筑前町で初めて福岡県植樹祭が開催され、多くの人々が筑前町の森の緑に注目します。林業振興や人と緑とのふれあいをあらためて考える機会にしたいと思います。 次に、外発的地域振興です。一言で言えば企業誘致です。加えて本町の特性から都市圏への通勤住宅地です。企業誘致は、昨年のソフトバンクファーム候補地状況から各自治体が企業誘致用地を保有しながらも企業進出が困難であることが伺えます。
--	---

	しかしながら、本町は特性を生かし、四三嶋地区を中心に自動車関連に固執せず企業誘致を促進します。また、住宅地の確保や空き家対策を研究してまいります。 次に、生活の質を高めるための政策です。 まず、南北線、多目的グラウンドの整備による地域活性化です。5年後の東京オリンピック、パラリンピック開催により、スポーツ熱の高まりを追い風に町民へのスポーツへの参加推進と健康づくりの拠点としての利用を促進します。 さらに健康づくりです。町は昨年国民健康保険税の税率の引き上げを決定し、併せて医療費削減努力を住民の皆さんに約束いたしました。町を挙げて明るく健康づくりに取り組んでまいります。 教育は、法改正により教育委員会制度が変わります。教育委員長と教育長の権限が整理され、教育に、より町長、住民の声が反映される形となります。活力ある学校現場とコミュニティスクールの充実、さらに国立夜須高原青少年自然の家がある町として、学力、人間力を兼ね備えた筑前っ子のさらなる成長促進を図ります。 防災対策は、懸案の防災無線の更新整備を合併特例債延長を活用し、平成27年度に事業を完了する計画です。 次に、財政問題です。合併10年後の地方交付税一本化算定は、今年第二弾の改善案が決定されます。減額は、合併約束時の3割程度に収まる見込みです。国への見直し要望を全国の合併自治体へ呼びかけた長崎市等へ感謝するところです。 いずれにしろ交付税は減額です。経費節減に努めてまいります。また、町村会等を通じて強く国に増額要望した国民健康保険交付金は平成27年度から1700億円の増額が決定されました。本町にも3千万円程度の交付増が見込めるところです。また、ゴルフ税廃止問題は年末にかけ議論がなされ、据え置きの可能性が高いものの政府に廃止の考えが強く、消費税10%導入時に一部相殺の形で廃止されることも考えられます。 それ以上に全国的に関心が高いのは、交付税の算定基礎が国勢調査人口を用いるため、人口減による交付税減額を懸念する声です。制度見直し論を注視してまいります。 注目の地方創生予算は、国の平成26年度の補正予算対応で交付金が措置されることになります。本定例会で追加補正提案をするために、現在、国との調整を進めております。新年度も積極的に活用してまいります。 このような平成27年は合併10年の節目の年であります。合併10年を検証し、その成長と課題を糧に、さらなる筑前町創生のため住民との協働の町づくりを推進していく所存です。 結びに、今年の大河ドラマ「花もゆ」の舞台は江戸末期の長州の萩です。あの小さな田舎町から大都会の江戸を相手にして日本を救った物語であります。まさに地方の時代であったと思います。吉田松陰、妹文を中心に、時を憂いた様々な人々に感動しながら、今の筑前町と日本を重ね合わせても見ました。大切なものは人であり、教育である。今、グローバルに考えてローカルに行動する。平成の地方創生はそうありたいと思います。 それでは、本日提案します議案等28件の説明を申し上げます。 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成27年6月30日をもって任期満了となり、後任の候補者を推薦したいので議会の意見を求めるものです。 同意第2号 筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成27年3月31日をもって任期満了となるので、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第3号 筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして
--	--

	は、委員の任期が平成２７年５月２７日をもって任期満了となるので、後任として任命することについて議会の同意を求めるものです。 同意第４号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任につきましては、委員の任期が平成２７年３月３１日をもって任期満了となるので、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。 議案第１号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、有明広域葬斎施設組合が名称を変更することに伴い、規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第２号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第３号 筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第４号 筑前町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、筑前町職員定数条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例並びに筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正しようとするものです。 議案第５号 筑前町教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、教育公務員特例法の一部改正に伴い、当該条例を廃止しようとするものです。 議案第６号 筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料、その他必要な事項を定める必要があるため、当該条例を制定しようとするものです。 議案第７号 筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例を制定するにあたり、筑前町保育所条例を整備する必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第８号 筑前町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、児童福祉法の改正に伴い、当該条例を廃止しようとするものです。 議案第９号 筑前町乳幼児医療費の支給に関する条例及び筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、乳幼児医療費の助成対象者の範囲を拡大し、保護者の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第１０号 平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第７号）につきましては、補正額１８９，７２２千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１２，３１３，０３４千円とするものです。 事業精査により減額補正する主なものは、 ・防災行政無線施設整備事業 ８７，５２２千円減 ・臨時福祉給付金 ３１，２０１千円減 ・多目的運動公園整備事業 ３１，０００千円減 などで、増額補正する主なものは、 ・地域振興基金元金積立金 ３４６，９９５千円 ・国保特別会計繰出金 １２４，９２３千円 ・各種基金利子積立金 ７１，２５９千円 などを追加するものです。 議案第１１号 平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
--	--

	につきましては、補正額１０，０６３千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３，６９６，７５２千円とするものです。 議案第１２号 平成２６年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額１０，３５４千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３２５，４２９千円とするものです。 議案第１３号 平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正額１５８千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１１，９６７千円とするものです。 議案第１４号 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）につきましては、補正額１，９７２千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１６７，７９２千円とするものです。 議案第１５号 平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）につきましては、補正額１，４８４千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１，２１２，０３７千円とするものです。 議案第１６号 平成２６年度筑前町水道事業会計補正予算（第４号）につきましては、収益的収入の予定額を３７，５００千円追加し、４３１，１１９千円とし、収益的支出の予定額を５，７２９千円減額し、４２７，２１０千円とするものです。また、資本的支出の予定額を３，２０５千円追加し、３９３，５８１千円とするものです。 次に、議案第１７号から議案第２４号までの平成２７年度筑前町一般会計予算をはじめとする８会計の予算編成方針について概要を説明いたします。 平成２６年度の日本の経済は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いていたものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏の天候不順、輸入物価の上昇等の影響により、年度前半には実質ＧＤＰ成長率がマイナスとなりました。 このような中で国は、１２月に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、景気回復に向けた取り組みを進めているところであり、「平成２７年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策等の推進により、経済の好循環のさらなる拡大を実現するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って緊急経済対策を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせていくこととされています。 こうした情勢の下、平成２７年度国の予算は東日本大震災からの復興を加速するとともに、経済の好循環のさらなる拡大をめざし、中長期の発展に繋げる取り組みである地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生等を強力に推進するために、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、民間需要の誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視した、メリハリのついた編成となっています。 本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標においても、現状では健全性を保っているところではありますが、合併特例債事業をはじめとする数多くの普通建設事業を行ってきたことから、公債費償還の増加や社会保障制度である扶助費は増加傾向にあります。また、多目的運動公園整備、町営住宅整備、防災行政無線統合整備、少子高齢化対策、農業振興対策など本町が取り組むべき課題は山積し、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないことや普通交付税の合併算定替の特例期間が平成２６年度までなど、本町の財政を取り巻く状況は、依然として厳しいことに変わりはありません。 このような本町情勢の下、平成２７年度当初予算については、国の財政醸成の変化に対応しながら、確実に総合計画後期基本計画を進捗させるよう創意工夫したところ です。
--	---

	具体的には、限られた財源、限られた人員配置の中で、事業の整理統合や経費節減に努めるとともに、総合計画及び公約に基づき、最重要となる事業に重点を置いた予算編成としております。 これまでの継続事業である多目的運動公園整備事業、公営住宅建設事業、防災行政無線統合整備事業をはじめ、農地・水保全管理支払交付金などを計上したことから、平成26年度当初予算を上回る予算となりましたが、町債残高や基金繰入額の減といった規律と投資の均衡を図りながら、事業を推進していく所存です。 議案第17号 平成27年度一般会計予算については、予算総額12,097,640千円、前年度比3.8%の増で、443,385千円の増額となっています。 歳入については、町税が2.5%増、71,435千円の増額となり、増収見込みの計上となっています。 財源構成については、自主財源が4,208,929千円で34.8%、依存財源が7,888,711千円で65.2%の構成となります。自主財源は、各事業実施のための基金繰入金の減額等により3.5%の減、依存財源は、主に町債や県支出金の増額により、前年度から8.2%の増となっています。 また、一般財源は8,364,261千円となり、前年度から1.5%の増となっています。 歳出については、扶助費が前年度比1.8%増、人件費が3.8%の増となるものの、公債費の7.1%減などにより、義務的経費は前年度比0.8%の減となっています。 投資的経費は、消防費の74.2%増などにより、前年度比29.1%の増、その他の経費は、繰出金の8.4%増、物件費の2.0%増などにより、前年度から3.1%の増となっています。 議案第18号 平成27年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額4,134,008千円、前年比16.3%増、578,543千円の増額となっています。歳出の主なものは、保険給付費2,522,982千円です。 議案第19号 平成27年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額336,117千円、前年比6.7%増、21,042千円の増額となっています。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金332,879千円です。 議案第20号 平成27年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額9,230千円、前年比1.1%の減で、99千円の減額となっています。 議案第21号 平成27年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額165,993千円、前年比0.8%の増で、1,257千円の増額となっています。 議案第22号 平成27年度筑前町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額1,259,826千円、前年比3.8%の増で、45,757千円の増額となっています。 歳出の主なものは、総務費365,143千円、事業費148,650千円、公債費741,033千円などです。 議案第23号 平成27年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入432,580千円、収益的支出445,236千円、資本金収入247,501千円、及び資本金支出293,412千円の予定額となっております。 議案第24号 平成27年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額1,400千円、前年比33.3%の減で、700千円の減額となっています。
--	--

	なお、議案第17号から議案第24号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分にご審議を賜りたいと存じます。 また、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことについてもよろしくお願いいたします。 以上、開会にあたりましてのあいさつと議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 議会推薦第1号「筑前町農業委員会委員の推薦について」を、議題とします。 お諮りします。 農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定及び筑前町農業委員会条例により議会推薦の農業委員は、2人となっています。 農業委員会委員の任期が平成27年3月21日をもって任期満了となるため、筑前町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、次の2名の者を推薦するものです。 筑前町高田819番地 ㇫野芳江氏 筑前町東小田2331番地 下村喜美子氏の2人を推薦したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会推薦の農業委員に㇫野芳江氏と下村喜美子氏を推薦することに決定しました。
日程第5	
議 長	日程第5 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の3ページをお開きください。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 柳雅明 生年月日 昭和28年7月10日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町三並897番地 氏 名 砥上力 生年月日 昭和26年10月19日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町松延322番地 提案理由、人権擁護委員の徳永晋氏及び井上祐一氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となるので、その後任の候補者として推薦しようとするものである。 経歴書につきましては、別添の参考資料1ページ、2ページをご参照ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。

	これから討論を省き、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第 1 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第 6	
議 長	日程第 6 同意第 2 号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の 4 ページをお開きください。 同意第 2 号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 北原信美 生年月日 昭和 3 0 年 1 月 2 1 日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町久光 2 7 9 番地 提案理由です。 筑前町固定資産評価審査委員会の委員である熊本恵美子氏が、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、その後任として選任しようとするものでございます。 経歴書を別添で付けております。3 ページのほうに載っておりますので、そちらをご参照願いたいと思います。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第 2 号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第 2 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第 2 号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を

	求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第 7	
議 長	日程第 7 同意第 3 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	5 ページをお開きください。 同意第 3 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏 名 藤田利津子 生年月日 昭和 2 6 年 1 0 月 2 1 日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町栗田 9 1 3 番地 1 3 提案の理由です。 筑前町教育委員会委員である後藤千代香氏が、平成 2 7 年 5 月 2 7 日をもって任期満了となるため、その後任として任命しようとするものである。 経歴につきましては、別添参考資料の 4 ページをご参照ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第 3 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第 3 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第 8	
議 長	日程第 8 同意第 4 号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	6 ページをお開きください。 同意第 4 号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任したいので、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名です。 氏 名 武井欽二

	生年月日 昭和28年11月11日 住所 福岡県朝倉郡筑前町大塚41番地 氏 名 徳永光利 生年月日 昭和18年9月8日 住所 福岡県朝倉市大庭5168番地 提案理由です。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会の委員である佐藤純子氏及び唐川桂佑氏が、平成27年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の候補者として選任しようとするものであります。 経歴につきましては、別添の資料の5ページ、6ページに付けておりますので、そちらをご覧ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第4号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、採決します。 同意第4号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第4号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。
日程第9～ 日程第24	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第9から日程第24までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第9、議案第1号から日程第24 議案第16号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは順次、議案の説明を求めます。 総務課長
総務課長	7ページをお開きください。 議案第1号「福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」 地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。 本日提出、町長名です。 提案理由につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。先ほど説明のとおりでございます。

	8ページをご覧ください。 福岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約 福岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。 別表第1 その他の項及び別表第2 第2 区の項中「有明広域葬斎施設組合」を「有明生活環境施設組合」に改める。 附則、この規約は、平成27年4月1日から施行するということで、別冊のほうに資料がございます。開いていただきまして、上段の表の一番下のところにあります名称が変更、それから、別表第2、下のほうの表ですけれども、真ん中ほどの第2 区のところにあります「有明生活環境施設組合」の名称の変更でございます。 以上、提案いたします。
議 長	建設課長
建設課長	議案書9ページでございます。 議案第2号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。 10ページでございます。 今回認定いたします路線は、路線番号1393から1396の4路線、合計230.9mでございます。 各路線の路線名、起点、終点、延長、幅員については、表に記載のとおりでございます。すべての路線とも開発行為によりできました道路の寄付を受けたものでございます。 なお、位置等につきましては、別途地図、写真等を配布しておりますので、ご参照をお願いいたします。以上でございます。
議 長	総務課長
総務課長	議案書の11ページをお開きください。 議案第3号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由は、町長提案のとおりでございます。 議案書の12ページ以降になりますけれども、今回の改正につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が改正されて改正するわけですが、主に3つの改正の中身となっております。 1つ目は、行政指導で権限を行使しようとする旨を示すときには、根拠法令等を示さなければならないこと。2つ目には、行政指導を受ける側は、その指導が法令等に適合しないと思ったときは、申出書によって申し出て、中止等を求めることができること。3つ目には、法令違反があっているのに、しかるべき処分や行政指導がなされていないと思ったときは、誰でもその権限を持つ行政機関に対して申出書の提出によって処分や行政指導を求めることができるという、この3つが今回新たに加わったということで、その3つの1つ目のことにつきましては、15ページの第33条第2項に追加している内容でありまして、行政指導に関し行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して根拠となる法令の条項及び要件並びにその権限の行使が、要件に適合する理由を示さなければならないということ、そこに加わったということでございます。 2つ目には同じように、先ほど申し上げましたようなことがですね、第34条の2

	に追加されておるところでございます。 そして3つ目の件につきましては、16ページ中段のところにあります第34条の3に追加された内容でありまして、それが先ほど言いました3つのことでございます。 附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。 以上、提案いたします。
議 長	総務課長
総務課長	それでは、18ページをお開きください。 議案第4号「筑前町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日提出、町長名です。 提案の理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。 19ページをお開きください。 第1条、筑前町職員定数条例の一部を次のように改正する。 現行の定数条例では、教育長をその定数から除くことが規定されていましたが、法の改正に伴いまして、その部分を削除するよう改正するものであります。 次に、第2条、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。 第6条は、重複支給の禁止を規定したものであります。今回の法改正で、教育長が常勤の特別職に位置づけられることから、第2項で、常勤の特別職の職員が非常勤の職員、ここで言う教育委員を兼ねるときは、報酬は支給しないと規定していますので、第3項の部分を削除する改正を行うものです。 別表中、委員長は教育長が兼ねることになりますので、その部分を削除する改正であります。 次に、20ページ、第3条、筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を、次のように改正する。 先の第2条で説明した理由から、教育長を追加して記載する改正であります。 次の21ページです。 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 経過措置として、教育長の任期、平成29年5月27日になりますけれども、その任期までは、改正前の規定の効力を有していることを、ここに記載しているものでございます。 以上、提案いたします。 続きまして、22ページをお開きください。 議案第5号「筑前町教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 23ページをお開きください。 筑前町教育長の給与等に関する条例を廃止する条例 筑前町教育長の給与等に関する条例は廃止する。 この条例は、教育長の給与、勤務時間等について必要な事項を定めたものでございますが、先の議案第4号で提案、説明した条例の一部改正により本条例が要らなくなりますので、本条例を廃止するものでございます。 なお、附則で、この条例につきましても経過措置があり、教育長の任期中につきま

	しては、その効力を有するものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	こども課長
こども課長	私のほうから、議案第6号、7号、8号について、まとめて提案をさせていただきます。 それでは、議案書の24ページをお願いいたします。 「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 平成27年3月5日、町長名でございます。 提案理由としましては、町長の説明のとおりでございます。 25ページをお願いいたします。 第1条、趣旨でございます。 この条例は、子ども・子育て支援法その他関係法令の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、保育認定、子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用及び徴収について必要な事項を定めるものとしております。 第2条で定義を、第3条では保育料で、支給認定保護者等の保育料は、政令で定める額を限度に、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、規則に定めるところとなっております。 その他第4条では保育料の徴収、それから5条で保育料の納期、それから督促、督促手数料、滞納処分、滞納処分に関する事務、保育料の減免、延長保育料の徴収、一時預かり保育料の徴収などを定めており、第13条委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるところとしております。 27ページをお願いいたします。 附則で、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。 続きまして28ページ。 議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 平成27年3月5日、町長名でございます。 提案理由としましては、町長の説明のとおりでございます。 29ページをお願いいたします。 筑前町保育所条例の一部を改正する条例としまして、現行の第7条、保育料の徴収等の部分を、先に提案しました筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例と内容が重複するために、改正案では削除をするものです。 附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。 続きまして30ページ。 議案第8号「筑前町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 平成27年3月5日、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。 31ページをお願いいたします。 筑前町保育の実施に関する条例を廃止する条例 筑前町保育の実施に関する条例（平成17年筑前町条例第73号）は、廃止する。 附則、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。以上です。
議 長	健康課長

健康課長	議案書の３２ページをお開きください。 議案第９号「筑前町乳幼児医療費の支給に関する条例及び筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。 ３３ページをお願いいたします。 今回の改正内容につきましては、支給対象の範囲を、入院に係る医療費のみを、小学生及び中学生まで拡大するものであります。 なお、小学校就学前の乳幼児医療については、今までどおり入院、通院とも無料であります。 それでは、条例の説明をいたします。 支給対象を中学３年生までに拡大いたしますので、条例名を「乳幼児医療費」から「子ども医療費」に改正いたします。 第２条には、条例中の用語の意義を定めておりますが、２号に、支給対象者の拡大部分である児童について定めています。６歳に達する日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者と定めております。小学生及び中学生ということになります。 なお、２号のイのひとり親家庭等医療費及びウの重度障害者医療費の公費医療費制度の提供を受ける者は除くことを定めております。 ３４ページです。 第４条は、子ども医療費の支給内容であります。今回の改正による支給内容を、アンダーラインのただし書き以降に定めております。 小学生と中学生の児童にあっては入院に限るものとし、医療機関ごとに一月につき３，５００円を限度とし、１日につき５００円については自己負担とし、支給しないことを定めております。 第２号の規定は、重度障害者医療費制度の適用を受ける児童については、重度障害者医療を利用していただくこととなりますが、この場合入院によって一月に３，５００円を超えた自己負担をした場合は、その超えた額を子ども医療費とみなして支給することを定めております。 これは、重度障害者医療における入院の場合の自己負担が１日５００円で、一月につき２０日を限度とするとなっていることから、規定を設けておるものでございます。 ３５ページです。 第６条は、乳幼児医療証の交付について規定をしておりますが、小学生と中学生につきましては、医療証は交付せず、医療機関の領収書等をもって償還払いとする方式といたしますので、乳幼児医療証は就学前の乳幼児に対してのみ交付することを定めております。 第８条には、乳幼児に係る子ども医療費については、医療機関に乳幼児医療証を提示し、医療機関からの請求に基づき町が医療機関に支払う現物支給方式となっておりますが、小学生及び中学生の児童については、受給資格者の請求に基づき、受給資格者に支払う償還払い方式とすることを規定しています。自己負担分を除いた額を支給することになります。 以上が、乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。 ３６ページの重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につき
------	---

	ましては、乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、「乳幼児」を「子ども」に改めるものでございます。 附則、この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。 以上で、説明を終わります。
議 長	財政課長
財政課長	それでは、議案書の38ページをお願いいたします。 議案第10号「平成26年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について」平成26年度筑前町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の予算書、筑前町一般会計補正予算7号をお願いいたします。 それでは、1ページをお願いいたします。 平成26年度筑前町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによるということで、歳入歳出補正につきましては、それぞれ189,722千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ12,313,034千円とするものでございます。 2条、継続費の補正につきましては、7ページでございます。 7ページでございます。これにつきましては、入札による変更でございます。 それから3条、債務負担行為の補正につきましては、8ページでございます。 学校給食の委託及び図書館業務委託の入札による変更でございます。 それから次のページ、繰越明許につきましては、県の予算が繰り越されたことにより予算を繰り越すものでございます。 次、11ページ、12ページをお願いいたします。 補正の主な内容につきましては、予算執行の状況を確認しながら、不用額を減額しているものが主でございます。 11ページのほうを見ていただきますと、歳出でございます。減額が多ございます。増額のものを説明したいと思います。 歳出の主な増額につきましては、2款総務費の増額です。 総務費の増額につきましては、合併振興基金の組み替えということで、346,994千円の組み替えをいたします。それから、基金利子の積立ということで71,259千円が、主な増の理由でございます。 それから、3款民生費の増額です。3款民生費でございます。 民生費の増額につきましては、国民健康保険特別会計への法定外繰出1億円、それから、国保基盤安定負担金13,180千円、それから、財政安定化支援ということで、21,806千円を増額しているものでございます。 歳入につきましては、10ページのほうでございます。 見ていただきまして、増えているものにつきましては、17款財産収入でございます。72,001千円。それから、先ほどの基金収入でございます。それから、19款繰入金338,944千円でございます。 12ページ以降につきましては、事項別明細を上げております。見ていただくと分かりますように、事業精査による減額ということが主でございます。以上でございます。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の39ページをお開きください。 議案第11号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」 平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

	本日付け、町長名でございます。 別冊の国保会計補正予算（第４号）をお願いいたします。 １ページです。 平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） 平成２６年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０，０６３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，６９６，７５２千円とする。 本日付け、町長名でございます。 事項別明細書で説明をいたします。７ページをお願いします。 まず、歳出であります、１款総務費は、職員の育児休暇及び臨時職員賃金確定による減額であります。 次に、２款１項療養諸費につきましては、退職者医療制度の改正に伴い、一般被保険者分の医療費が増加し、その分退職被保険者分の医療費が減額になったことにより、一般被保険者分に５０，０００千円を追加し、退職被保険者分を５０，０００千円減額するものです。 次の２款２項高額療養費につきましても、同様の理由によりまして、一般被保険者分に５，０００千円を追加し、退職被保険者分を５，０００千円減額するものです。 次に、６ページの歳入であります、３款１項１目の療養給付費等負担金につきましては、７款の共同事業負担金と９款の繰入金の増に伴いまして、歳入不足の調整をしておりました分を減額するものでございます。 ７款の共同事業負担金につきましては、県試算による見込みにより増額をするものです。 ９款１項１目の一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保税の軽減世帯数が増加したことによりまして、当初見込んでいた額より増加となったものであります。 なお、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、県負担が４分の３、保険者支援分は、国２分の１、県４分の１負担がありますので、一般会計で受け入れ、町負担分を継ぎ足し国保会計に繰り入れることになっておりますので、一般会計にて歳入の補正予算を別に計上をしております。 職員給与費等繰入金の減額につきましては、先ほど説明しました人件費の減によるものです。 その他一般会計繰入金につきましては、国保会計の赤字補填を目的とした法定外の繰入金となります。 なお、現時点での国保会計の決算見込みにつきましては、２カ月分の医療費の支払いが残っており、見込みが難しいところではございますが、１億円の法定外繰入金を繰り入れた場合でも２億円前後の赤字となる見込みをしているところでございます。 以上で、議案第１１号の説明を終わります。 続きまして、議案書の４０ページをお開きください。 議案第１２号「平成２６年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」 平成２６年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）をお願いいたします。 １ページです。
--	---

	平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 平成26年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325,429千円とする。 本日付け、町長名でございます。 事項別明細書で説明をいたします。6ページをお願いします。 まず、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合試算による保険料収入を当初予算に計上しておりましたけれど、転入者増などにより増額となる見込みであることから、13,899千円の増額をするものでございます。 次に、4款1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、本年度の額が確定したことにより3,545千円を減額するものです。 なお、保険基盤安定繰入金につきましては、県が4分の3を負担します。一般会計で県負担を受け入れ、町負担の4分の1を継ぎ足して後期高齢者医療特別会計に繰り入れておりますので、一般会計予算において県負担金減額の補正予算を別に計上しておるところです。 次に、7ページの歳出です。 2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、説明欄に明細が出ておりませんが、町で徴収した被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金がございます。 先ほど歳入のほうで説明をいたしました保険料が13,899千円の増額、保険基盤安定繰入金が3,545千円の減額となりますので、差し引き10,354千円を増額するものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	人権・同和対策室長 （「議長、すみません、体調不良で。」の声あり）
議 長	はい、木村議員、退席どうぞ、認めます。 （木村議員退席）
人権・同和対策室長	議案書の41ページをお願いします。 議案第13号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」 平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。 1ページでございます。 平成26年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,967千円とするものでございます。 内容につきましては、事項別明細書で説明をいたします。 7ページをお願いします。歳出でございます。 1款1項2目財政調整基金費、25節積立金、補正額158千円で、利子積立金でございます。 6ページをお願いします。歳入でございます。 2款1項1目、1節利子及び配当金、補正額158千円、財政調整基金の利子でござ

	ざいます。 以上で、説明を終わります。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の４２ページをお願いします。 議案第１４号「平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について」 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の農業集落排水事業特別会計補正予算書をお願いします。 １ページをお願いします。 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号） 平成２６年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，９７２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６７，７９２千円とする。 ７ページをお願いします。 事項別明細書の説明をいたします。 まず、歳出でございます。 １款１項１目農業集落排水施設管理費２，０８９千円の減額です。人件費の共済組合負担金２１千円の減、及び処理上の汚泥処分費として支払っております両筑衛生施設組合負担金の額が確定したことによりまして、２，０６８千円を減額するものです。 ２目基金費１１７千円の増、基金利子が増えたことに伴いまして基金利子積立金を増額するものでございます。 次に、６ページをお願いします。 歳入でございます。 １款１項１目農業集落排水事業分担金２，８７８千円の増です。 ２款１項１目農業集落排水施設使用料６７５千円の増です。 ２款２項１目手数料３２千円の増です。 いずれも新築、開発等により、接続者等が増えたことに伴います決算見込みにより増額をするものでございます。 ３款１項１目利子及び配当金１１６千円の増です。基金利子の増に伴うものでございます。 ４款１項１目一般会計繰入金５，６７３千円の減額です。分担金、使用料等の増額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。 以上で、説明を終わります。 続きまして、議案書の４３ページをお願いします。 議案第１５号「平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）について」 平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の公共下水道事業特別会計補正予算書をお願いします。 １ページをお願いします。 平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号） 平成２６年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）は次に定めると

	ころによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,484千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,212,037千円とする。 予算書の7ページをお願いします。 事項別明細書で説明をいたします。 なお、人件費等の義務的経費につきましては、説明を省略させていただきます。 歳出でございます。 1款1項1目公共下水道施設管理費840千円の減です。 8節報償費500千円の減、接続推進奨励金について、決算見込みにより減額するものです。 13節委託料280千円の減です。下水道台帳更新業務委託料について、決算見込みにより減額するものです。 2目基金費372千円の増、基金利子が増えたことによりまして、基金利子積立金を増額するものでございます。 2款1項1目公共下水道施設整備費846千円の減額です。 内訳ですが、14節使用料及び賃借料173千円の減、カラーコピー使用料につきまして、決算見込みにより減額をするものです。 19節負担金補助及び交付金802千円の減、流域下水道建設費負担金が確定したことにより減額するものです。 3款1項2目利子170千円の減、起債償還金の利子について、額の確定により減額するものです。 6ページをお願いします。 歳入でございます。 1款1項1目公共下水道事業負担金6,156千円の増、2款1項1目公共下水道施設使用料10,178千円の増、2款2項2目手数料174千円の増。いずれも開発、新築等に伴う接続者の増等により、増額をするものです。 5款1項1目利子及び配当金371千円の増です。基金利子の増によるものでございます。 6款1項1目一般会計繰入金18,794千円の減です。負担金、使用料等の増額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。 8款1項1目延滞金431千円の増です。負担金、使用料の延滞金について、決算見込みにより増額するものでございます。 以上で、説明を終わります。 続きまして、議案書の44ページをお願いします。 議案第16号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算（第4号）について」平成26年度筑前町水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名です。 別冊の水道事業補正予算書（第4号）をお願いします。 1ページをお願いします。 平成26年度筑前町水道事業会計補正予算（第4号） 第1条、平成26年度筑前町水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。 第2条、平成26年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入の部です。 収益的収入37,500千円を増額補正し、431,119千円とする。
--	--

	次に、支出の部。 収益的支出５，７２９千円を減額補正し、４２７，２１０千円とする。 第３条、予算第７条に定めた経費の金額を次のとおり改める。 職員給与費４，９４０千円を減額補正し、６８，４８１千円とする。 第４条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 支出の部です。 資本的支出３，２０５千円を増額し、３９３，５８１千円とする。 内容について説明をいたします。付属書類で説明します。 １３ページをお願いします。 収益的収入及び支出でございます。 まず収入の部。 １款１項１目給水収益、水道料金２０，０００千円を増額補正です。これは、水道利用者の増によるもの、当初予定より約１６０件増加したことによるものです。 ３目その他営業収益、加入金１７，５００千円を増額補正です。整備済み区域での新規加入増によるもの、８３件によるものです。 次に、１４ページをお願いします。 支出の部でございます。 １款１項３目総係費４，９４０千円の減額補正です。決算見込みによるものでございます。 １６ページをお願いします。 ２款１目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息の７８９千円の減額補正です。決算見込みによるもの、及び額の確定によるものでございます。 １７ページです。 資本的収入及び支出でございます。 収入の部につきましては、今回補正のほうはございません。 １８ページをお願いします。 支出の部です。 １款１項１目施設整備費３，８００千円を増額です。これは、単独工事費の増によるものでございます。 ２目事務費５９５千円の減額です。決算見込みによるものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第２５～ 日程第３２	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第２５から日程第３２までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第２５ 議案第１７号から日程第３２ 議案第２４号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、日程第２５ 議案第１７号から日程第３２ 議案第２４号までは一括議題として、全員でもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

	ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。 山本一洋議員
山本議員	予算特別委員会委員長に副議長の田中政浩議員を、そして副委員長に総務委員長であります栗野光雄議員を推薦いたします。以上です。
議 長	ただ今、山本一洋議員から発言がありましたように、委員長に田中政浩副議長、副委員長に栗野光雄総務委員長ということでございます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、田中政浩副議長、予算審査特別委員長就任のごあいさつを、演壇にてお願いいたします。 田中政浩議員
田中議員	ただ今、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 わが国は、現在、急速な少子高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済の活力が奪われるなど、厳しい状況にあります。 地方創生と人口減少の克服は、国と地方が連携、協力をして、総力を挙げて取り組むべき大きな課題であり、今、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進する取り組みが待ったなしで求められております。我々筑前町議会といたしましても、真正面からこの課題に取り組む所存でございます。 町執行部は、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、確信をもって予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正・適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。 限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営できますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のごあいさつとさせていただきます。
日程第 3 3	
議 長	日程第 3 3 請願第 1 号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願」について、お手元にお配りしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は全部終了しました。 ここで、先ほど同意第 3 号で同意いたしました藤田利津子氏がおみえになっておりますので、教育委員会委員就任のごあいさつをいただきたいと思います。
藤田委員	失礼いたします。 私は、筑前町栗田区に住んでおります藤田利津子と申します。今回、筑前町の教育委員にというお話をいただき、たいへん光栄に思っております。 私は小学校の教員として、38年間小郡市、三井郡を中心に学校教育に携わってまいりました。定年を迎えるまでの9年間につきましては、小学校の校長として3つの学校の学校経営に努めてまいりました。校長としての責務を果たすために、子どもが学んで良かったと思える学校に、保護者が通わせて良かったと思える学校に、そして、教職員が勤めて良かったと思える学校づくりを目指して、学校経営に励んできたところでございます。 現在、退職して3年目になりましたけれども、小中学校の先生たちが授業力を向上するための研修を行う教育機関であります、小郡市・三井郡の教育研究所に今勤めております。

	このたび筑前町の教育委員にというお話をいただき、長年筑前町にお世話になってきましたし、私の教職経験が少しでもお役に立てればと思ってお引き受けした次第でございます。教育委員として力不足とは存じますが、皆様のご指導、ご助言をいただきながら、筑前町の教育の進化と発展に、役目を全うしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 (拍手)
議長	どうもありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は、これで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。 (11 : 34)